学校感染症による出席停止証明について

学校保健安全法第19条により、学校における予防すべき感染症に罹患した場合は「出席停止」になります。出席停止期間については、下記のように規定されております。

医師に診断を受けましたら、下記に記入していただき、保健室に御提出ください。

	一	たと、外位主に呼旋曲(たと)。
分 類	感染症名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、ラッサ熱、ジフテリア、急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日 を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療 が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、 腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで

※日南市初期夜間救急センターについては、病院指定の受診報告書を発行していただくことになります。

出席停止証明書

主治医 殿

生徒が上記の感染症にかかっているときは、学校保健安全法に基づき、出席停止となります。御多忙 中恐縮ですが、下記に御記入の上、生徒にお渡しくださいますようお願いいたします。

	年	斗 氏名			_							
1	病名											
2	出席停止期間	平成	年	月	日 ()~ 平成	年	月		日 ()	
						平成	年	月	日			
	医療機関名											

医 師 名